

自動車リサイクル制度の評価・検討について

自動車リサイクル法については、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成22年1月 産業構造審議会・中央環境審議会合同会議)において、「今回の検討から5年以内を目途に、改めて制度の在り方について検討を行うことが適当」とされていることから、自動車リサイクル法の施行状況や課題について、以下のスケジュール及び観点で検討を進める。

1. 検討のスケジュール

以下のアジェンダで産業構造審議会、中央環境審議会合同会議を開催。

○平成25年度の施行状況の報告及び自動車リサイクル制度の評価・検討のキックオフ(本日)

- 自動車リサイクル制度の執行状況と高度化・効率化に向けた取組
- 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成22年1月)のフォローアップ状況

○義務者・関連事業者等へのヒアリング(9月以降)

○論点整理、方向性についての検討／報告書とりまとめ(来年1月以降)

2. 検討の観点(案)

前回の検討の際には、「不法投棄対策やリサイクル率の向上等、法の目的が達成されているか」「義務者・関連事業者が法令上の責務を適切に履行しているか」など、自動車リサイクル制度自体の点検が主な目的であった。

今回の検討においては、自動車リサイクル制度に対する毎年度の評価等を踏まえつつ、以下の観点を中心にヒアリング及び検討を行う。

- ①自動車における3Rの推進・質の向上
- ②自動車リサイクル制度の安定的かつ効率的な運用
- ③今後の自動車リサイクル制度のあるべき姿

○ヒアリング対象(案)

- 1)自動車製造業者等
- 2)引取業者、解体業者、破碎業者等関連事業者(特に①及び③について)
- 3)自治体(特に②及び③について)
- 4)指定法人(特に②について)